

平成25年(㊦)第67号 発信者情報開示仮処分命令申立事件

債権者 戸田正人

債務者 吉田益夫

平成26年1月24日

上申書

和歌山地方裁判所

裁判官 橋本 眞一 殿

債務者 吉田 益
(送達場所)

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201

TEL&FAX 073-499-7231



標記事件につき、平成26年1月21日午後3時00分より、審尋を受けましたが、債務者である当方の答弁書 第3. 債権者の陳述書について、検索サイトの検索結果については債務者はなにも関与を行っていないので内容の削除を求めていたが、橋本眞一裁判官より、「検索サイトの検索結果については、債務者に責任がないことを裁判所は認める」とのご発言を頂いたが、審尋調書(第1)には、反映していません。

そのため、審尋調書等で、「検索サイトの検索結果については、債務者に責任がないことを裁判所は認める」との文面を書面で反映して頂きたく上申いたします。

以 上